

山口県報

平成28年
3月1日
(火曜日)

目次

- 告示
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)……………
- 公告
県営菅無田地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………
- 県営美祢地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………



山口県告示第四十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十八年山口県告示第三百号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

源次郎迫(1)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一
号と三十号を結んだ線に囲まれた区域

| | |
|------|----------------------------------|
| 市名 | 岩国市 |
| 大字名 | 小瀬 |
| 字名 | 宮の脇 |
| 地番 | 三四三の三 三四三の三 三四三の三 三四三の三 |
| 番 | 一 二 |
| 標柱番号 | 一 二 |

| | | |
|------|-------|-----|
| 宮の上 | 一九六 | 三 |
| 宮の脇 | 二〇八 | 四 |
| 東中屋 | 三六八 | 五 |
| 岡の浴 | 三七七 | 六 |
| 源次郎迫 | 三七〇 | 七 |
| 〃 | 二一三の二 | 八 |
| 〃 | 二一四 | 九 |
| 〃 | 二一八 | 十 |
| 〃 | 四五六の二 | 十一 |
| 〃 | 四四六の二 | 十二 |
| 〃 | 四四六の二 | 十三 |
| 墨屋堂 | 五二二の二 | 十四 |
| 〃 | 五一六の二 | 十五 |
| 〃 | 五一六の二 | 十六 |
| 大歳迫 | 二四七 | 十七 |
| 〃 | 五五三の四 | 十八 |
| 〃 | 五〇六の二 | 十九 |
| 〃 | 五〇六の二 | 二十 |
| 〃 | 五一〇 | 二十一 |
| 〃 | 五一 | 二十二 |
| 源次郎迫 | 四三六の二 | 二十三 |
| 〃 | 四四一の二 | 二十四 |
| 〃 | 四四一の二 | 二十五 |
| 〃 | 四四一 | 二十六 |
| 〃 | 四四二の二 | 二十七 |
| 〃 | 四一七 | 二十八 |
| 〃 | 四一四の二 | 二十九 |
| 〃 | 三七四の二 | 三十 |
| 東中屋 | 三五九 | |



(七八) 県営菅無田地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営菅無田地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営菅無田地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年三月二日から同月二十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(七九) 県営美祢地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営美祢地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営美祢地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年三月二日から同月二十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課